

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第二十九号

(三六)

昭和二十七年三月二十五日(火曜日)午後二時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼騷太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

衆議院議員

政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君

大蔵省主計 佐藤 一郎君

大蔵省主計 平田敬一郎君

大蔵省主計 酒井 俊彦君

大蔵省主計 佐枝 新一君

通商産業省臨時 事務局長

通商産業省臨時 事務局長

通商産業省臨時 事務局長

通商産業省臨時 事務局長

通商産業省臨時 事務局長

通商産業省臨時 事務局長

通商産業省臨時 事務局長

通商産業省臨時 事務局長

通商産業省臨時 事務局長

説明員

常任委員 小田 正義君

会務委員 桃井 直造君

国稅庁徴収 部管理課長

郵政省経理 局會計課長

電氣通信省経 理局會計課長

淺野 賢澄君

本日、の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○在外公館等借入金金の返済の実施に關する法律案(内閣送付)(第十三回国會継続、在外)

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係命令の措置に關する法律案(内閣送付)

○特定道路整備事業特別會計法案(内閣送付)

○食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○農業共済再保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○財産税等収入金特別會計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一般會計の歳出の財源に充てるため米國對日援助物資等處理特別會計から繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政事業特別會計法及び電氣通信事業特別會計法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○資金運用部預託金利率の特例に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(平沼騷太郎君) これより第二十八回の大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、以上三案を議題といたします。この三案につきまして昨日の委員会におきましてすでに質疑を終了しておりますので、これより討論に入ります。先づ三案を一括して議題といたします。御意見のあるがたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○木村義八郎君 私は労働者農民黨を代表いたしました。只今討論されております所得税法、それから法人税法及び相続税法の一部を改正する法律案に反対するものであります。今回のこの三税法改正案の提案の目的は、第一に先の臨時國會を通過いたしました所得税法の臨時特例に關する法律を平年度化するということ、第二には更に進んで所得税法及び相続税法について一層負担の軽減を図ること、第三に課税の簡素化と資本の蓄積等に資することとなつております。併しながらこの三つの税法改正案全体を通じて、一貫して流れている租税政策の方向は、資本蓄積というところに非常に重点が置かれて

ていと思うのであります。この結果といたしまして、高額所得者にますます有利、低額所得者、特に源泉徴収される給与所得者に著しく不利になつていくということが指摘されなければならぬと思つております。例えば法人税につきましては、先に税率の引上げは一応行われましたが、法人につきましては、特別償却が認められておりまして、又高額所得者に対しては五五%の最高の所得税率の適用される所得金額が百万円から二百万に引上げられていくのであります。又これと並行しまして、本年二月十一日からは、無記名預金が復活いたしました。又譲渡所得につきましても、その控除が認められ、将来はこの譲渡所得分は廃止されるやに聞いているのであります。そういう方向に向つていくのであります。又相続税につきましても、軽減措置が講ぜられておる。これに反して給与所得者、或いは低額所得者に対しては一応減税措置が講ぜられておりますけれども、それは辛うじて物価騰貴を調整する程度である。或いは又今後の電氣料金引上げ等を考えますれば、実質的には減税にならないと見なければなりません。即ち名目的減税である、税法上の減税に過ぎないと思つております。で、この結果として、所得、富、所得の分配が著しく不均衡、不公平になつて来つたのであるであります。例えば主税局から出された給与所得者の階級別表を見ましても、昭和二十七年における所得についてこ

れを見ますと、所得十五万円以下の人

は人員においては非常に多いのでありますけれども、その所得について見ますと、この人員の百分比に對しまして、所得の百分比は低いのであります。そうして二十万円以上になりますと、人員の比率が減少して行くにもかかわらず、所得比率のほうは著しく漸増して行つております。この關係は給与所得の場合には十五万円を境としておりますのに對して、申告納税の所得者の場合は二十万円を境といたしまして、そういう人員を所得額の比率の不均衡、これが顯著に現われているわけであります。更に又税負担の均衡化の問題を考へる場合には、単にこの税の徴収面からばかり見るわけには行かないことは周知の通りであります。この近代國家においては、特に民主主義の發達した政策的見地から累進的に課税をすると同時に、今度は税の實質については、これは逆進的に低額所得に對しては多くこれを支出する、こういう支出面においては逆進的に、徴収面においては累進的、この二つの制度を併せ用いることによつて初めてこの税制の民主化、それで又社会保険的な制度が確立されていくわけであり、又こういうことによつてのみ資本主義經濟は安定化して来るわけだと思つております。今度の税制に現われた面は、これと全く逆コースをとつているのであります。

て、例えば社会保障費につきましても見ましても、昭和二十七年におきましては国民所得に対して、社会保障費はこの遺族族援費を入れまして七百五十四億で、国民所得に対して一・四％、予算に対して八・七％に過ぎない。イギリスなどは国民所得に対して一・一％、予算に対して三・八％。西ドイツにおいては三・八％。五〇・四％も社会保障費が支出されておる。政府は諸外国と比べて日本の税は決して高いものではないといふことをよく言われますが、例えばイギリスの場合、中央、地方の税を合せて、これは国民所得に対して大体三六・九％くらいになつておられますが、併しながらイギリスにおいては今指摘しましたように、社会保障費が国民所得に対して一・一％、予算に対して三・八％も支出してゐるんであります。即ちこの税の支出において進歩的な政策がとられてゐる。日本の場合は九牛の一毛、所得に対して一・四％しか社会保障費は支出されておらないのです。従つてこういう税の徴収面とその支出面と両方から見なければ、この税負担が重いか軽いかわからないこと、或いは税負担が均衡化されてゐるか均衡化されてゐないか、不公平か否かといふことは判断できない、この社会保障関係を考えましても、二十七年年度のこの税制改革に現れたところでは、一向こういう面についての改革が現れておりません。著しく勤労者、低額所得者に不利であつて、そして高額所得者、大法人について有利である。この結果としてどういふことが現れて来るかと言いますと、第一にオーバー・インベストメン

トが現れて来ます。いわゆる投資過剰、最近の紡績の操短、これは対外需要だけの私は影響じやないと思うのです。それは余りに資本蓄積、資本蓄積と言ひまして、資本を余りに優遇して、そして低額所得者のほうに余りに不利な税を課してゐるために、所得と富の分配が非常に不均衡になりまして、そして資本投資が非常に大きくなつた。それは日本経済の全体のバランスから見て過剰投資になつた。ところが大衆のほうは余りに税がたかさん取られますから、大衆購買力は伴つて来ない、そこで他方においては、資本支出においてはオーバー・インベストメント、それから大衆のほうにおいては過小購買力、こういうことから最も最近の景気の反動、不景気といふものも来ていると思ふのです。ポンド過剰対策からポンド圏への輸出を制限する、そのために国内の商品のストックがで、そこで商品の値が下るという場合もありますが、併し大衆購買力があれば、国内においてこういう商品消費ができますから、価格がそんなに下らないで安定するわけです。ところが資本蓄積に余りに税制面から優遇し過ぎておる。そしてオーバー・インベストメント、過剰投資を惹き起して、半面に大衆購買力の過小といふことが作用いたしまして不景気をもたらす。これは私は将来こういう根が日本の景気に對して大きい影響を与えて行くと思ふのです。税制面からこの余りに資本蓄積に囚われた政策をとると、景気政策上も私はうまく行かない。その結果い

わゆる資本主義経済の諸矛盾をますます私はここに拡大することになる、こ

ういふふうにならぬと思ふのであります。これが私のこの三税法改正案に反對する第一の理由であります。

それから第二の反對理由は、すでに幾度もこの委員会でも論議したところでありまして、給与所得者が他の所得者に比して今まで不利な、又著しく過重な税が取られておるといふことであります。この根拠としましては、最近申告納税の成績が非常に悪いのです。そして自然減収をもちたしてゐる。これに反して源泉徴収は自然増をもちたしてゐる。この現象は何を意味するかと言へば、明らかに税が全体としては高いのであります。申告納税者のほうにおいては、所得の捕捉について弾力性があるにもかゝらず、源泉徴収者、勤労者については所得捕捉について弾力性がなく、そこでどうしても自然増収にならざるを得ない。ところが申告納税者のほうにおいては、税法上に弾力性がありまして、税が過重であれば少い所得を申告することによつて自然減収が起つて来る。最近のこの厳然たる事実から考えましても、給与所得者その他の所得者との税の不均衡といふものは著しく拡大されておると見ざるを得ない。更に又しばしば引用いたして恐縮ですが、泉税課長も前に言われたところなどで、率直に認めたところでありまして、中央及び地方の税を合算しまして、勤労者その他の所得者との不均衡を直そうとすれば、勤労控除は少くとも三〇％ぐらいに引上げなければ均衡がとれないのじやないかと、こういうことを率直に言われたわけでありまして、ところが三〇％に勤労控除を引上げた場合、どのぐらいの減収になるかと言へば、主税局の調査で

は五百一億の減収になるといふ調査である。このことを裏から言えば約五百億が不当に給与所得者について他の所得者より以上に課税されておるといふことを私は意味するのだと思ふので

す。

〔委員長退席、理事大矢半次郎君委員長席に着く〕

こんな不均衡な課税といふものは私はないと思ふのです。これはもう明白な、明々白々たる事実であつて、これを調整しないで、この不均衡を是正しない、どうして税負担が公平であるといふことを言えるでございましょう。

本来ならば、今度の税制改革につきましまして、この前の臨時国会を通過しました臨時特例を審議する場合において、政府に強くこれは要請しておいたところなんでありまして、政府において勤労控除を引上げることが困難かも知らんが、社会保険料の控除といふものを、これを何か研究する、そういう誠意を一応示された、我々はそれでは不満足でありますけれども、一応その誠意に期待しておつたのでありますけれども、全然この給与所得者の非常に不利な課税に対する調整措置といふものはとられていないのです。この意味でも私はこの法案に反對せざるを得ない。

第三の反對理由は、政府はたび／＼減税々々と言つておりますけれども、更に又余額があれば今後減税すると言いますけれども、二十七年年度の予算を見ましても、財政規模に比しまして、税収と言ひますか、税収のウェイト、比重といふものは非常に大きくなつて来ているのであります。そして税収自体に余り収入がなくなつて来ているの

です、だん／＼この歳費を賄う場合の財源としては税収に非常に多く期待しなければならぬやうな段階になつて来ている。大蔵大臣に今後のこの見通しについて質問したところ、この傾向は今後も続くであろう、こういうふう

に言われた。これを見ましても、減税といふことは困難になつて来ている、もう限界に達して来ている、こういうふうに見ざるを得ない。ところが政府は余力があつたら減税したいといふことを言つてゐるのですけれども、私はこれはごまかしであると思ふ。最近の財政規模と税収の傾向を見れば、明らかにそんなに簡単に減税といふことは言えないはずであります。で、このやうな、国民にただ一時的な安易な気持ちを与えるやうな考えの下にこういう税法の改正を考えて行くといふやうなことは私は私は承認できないのであります。

以上私は反對理由を述べたのでございしますが、最後に結論として主張したいことは、これまで申述べました理由から見て、この税制改革は、税制案の改正は全く民主的税制に逆行してゐる、逆コースです。で、日本の政治、経済、最近あらゆる面において逆コースを辿つてゐる。この税制もその逆コースの一つであつて、決して例外ではないと思ふ、即ち、非常に非社会性を深めつつある、まるで民主主義に逆行してゐると思ふのです。この税制改正はこれこそ私は自由党の性格をこの税制に現わした、即ち大資本本意の税制であると思ふ。他面においては、勤労者は、低額所得者は非常に犠牲になつてゐる。最近の身売りとか、或いは臨時工とか、そのほか職安に押し

府の改正案に、臨時処置の取扱としまして一応希望條件を付して賛成をしておきました。従ひまして今回の改正に當りましては相當その希望が入れられて根本的な改正がされるかと期待しておつたにかかわらず、臨時処置を殆んどそのまま本法の改正に引き直されたといふことを言つても過言ではないのであります。先ずその理由で反對しなければならぬのであります。それよりも、私は繰返してこの委員会においても政府当局に対して御質問の形で意見を申述べておりますように、とにかく日本の今の税制が余りにも複雑過ぎるのじやないか。特に国税と地方税との關係におきまして、その徴収を受ける側からするならば、国、府県並びに市町村、この三者から攻め立てられたその応接に本当に煩瑣これに過ぐるものはないと言つて悲鳴を上げてゐるような状態であります。従つて政府のほうでは盛んに議和條約の発効だと言つて宣ひたいしてあります。

けれども、この税の使い方につきましては特に今年吊上げられました税金は何と言つても大蔵大臣が減税をするんだ、減税だと言つておりますが、実際には七百七十三億六千八百万円というのが、これだけは増徴されるわけでありす。而も税法の上においては減税になつておりながらこれだけ増徴されるということはそれだけ国民所得が増加したことであるというためにこれだけ増徴されるというのでありますけれども、現実には必ずしもそう言い得ない面があると思つたのであります。成るほど安本の推定によりますると二十六年度四兆六千億、二十七年度で五兆三百億になつておりますけれども、これは必ずしもそのまま我々といつたしましては、この安本の推計をそのまま受入れることはできない面が多々ある。特に今年の下半期になりますと、相当これは伸びるだろうという予想を立てておつたにもかかわらず、今の新聞の経済欄を見ましても、経済雑誌の論調

を見ましても、學者の見解からいたしましても必ずしもその樂觀は許さないと、現状になつておるわけでありまして、それにもかかわらず七百七十三億六千八百四十四億と云ふことになると苛酷請求になる。而もその取られた税金がどこに使われるかといふと、我々の最も反対しているところの再軍備のほうへ使われまして、その反対に社会保障並びに失業対策、義務教育国庫負担といったような面が相当圧迫を受ける、この面からいたしまして、我々はこれは予算の性格でありまして、我々はこのようにして苦ししい思いをして納めた税金が国民生活に還元されない、そういう性格の税法であるといふような見地からいたしまして、本法案に對しましては、特にこの前の臨時措置につきまして、我々は希望を述べて止むを得ず賛成しておいたのが、その希望が何ら容れられておらないといふ点から不満を表明いたしました。まして本法案に反対するものであります。

○大野幸一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、只今上程されております所得税等の三税法改正法案に對し反対いたします。政府はこの税法改正を通じて負担の軽減と合理化を図ると申しているのではありませんが、我が国経済の現状並びに我が国民生活の事情に照して徹底を欠き、且つ妥當ならずと考えられる点が多々あるものであります。

先ず所得税についてであります。基礎控除や扶養控除等の引上げに關し、本案は先に臨時措置法において認められた金額をそのまま踏襲し、それ以上の負担軽減を断念しているものであります。

す。政府は一方において我が国の生産水準がここ一兩年來順調に上昇して、戦前に比し四・五%も高まつたことを報じているのであります。国民の生活水準のほうはまだ七〇%内外に停滞しているという事実を示しているのではありません。従つて戦後産業の回復が十分でなく、止むなく国民の消費の生活に大きく食い込まざるを得なかつた。よるな税制の仕組は当然改めらるべきであるにかかわらず、政府はこれに對し、将来に亘つて何らの配慮を加える傾向がないのは極めて遺憾とするところでありまして、我々は平和回復後における諸負担の増加の止むを得ないことはこれは率直に認めます。併しそれはそれとして国民負担の内容についても根本的な検討が加えられるべきであつて、従来の課税方式のまま若干の軽減措置を年々繰返すことを以て満足すべきではないのであります。例えば戦前の国民負担の状況に比較して、所得税の控除の程度は極めて少い今日、平均給与ベース以下の収入しかない人々の所得からも所得税を徴収することは安當でないとの意味において基礎控除は七万円、扶養控除は三人まで一人二万円くらいが適當であり、その半面政府が今までやつて来た低額所得者の税率を低くすると同時に、高額所得者のそれを大幅に引下げるとき果進率の緩和をやめ、今日は却つてこれを殖やす方針を以て臨むべきであると考えるのであります。

守党が再び問題としていふとき超過利得税をその際取上げることが必要であると信じます。政府は何かと言へば直ちに資本蓄積を云々するものであります。が、税制に關する限り、従來の実績に徴するにそれが直ちに資本蓄積に役立つといふより、むしろ脱税の口実となつてゐる観あることを留意すべきであつて、資本の蓄積は蓄積として、税制はともかく、その他の施策と共に総合的に考案せられねばならないと思ふのであります。

な相親税についても政府の軽減措置は極めて大ざつばな観があり控除の最低限度を引上げることが勿論賛成でありますけれども、最高額の果進率の引下げは時代の趣意よりして必要ならぬと云わざるを得ないのであります。又農家資産のごとき特殊な資産について、この際特別な考慮の加えられなかつたことも我々の最も不満とするところでありまして、

以上の理由からして、我が党といったしましてはこの税制改正案に對し反対せざるを得ないことを申上げて私の討論を終る次第であります。

○波多野鼎君 今の討論にちよつと附加したいと思ひます。一、二簡単に申上げますが、所得税法の改正法律案についてであります。従来シャープ勸告以来農業所得について勤勞控除を認めなければならぬという勸告が出ておりました。これはしばしば大蔵委員会でも問題となつておりましたが、今回の改正においてもやはりこの点が無視されてしまつておるという点。それからもう一つは、戦争遺家族に對する援護の経費を非常に少くしか見積りなかつたといふことから一つの問題が起き

ていますが、それと関連しまして、戦争遺家族の所得税について何らかの特別の措置を講じてやつて、遺家族援護費の少なかつたのはそちらのほうで埋められるような、特別な考慮がなされるべきではなかつたかと思ふのであります。が、この点についても何らの配慮がなかつた。この二点を附加して反對の理由にいたしておきたいと思ひます。

○木内四郎君 私は民主クラブを代表いたしまして只今議題になつております三法案に賛成いたします。主税当局は過去數年に亘りまして負担の合理化と税制の簡素化及び資本の蓄積に向つて努力をして來られたことは私もこれ認めるのであります。勿論その程度においては我々の希望しておるところまでは行つておりませんけれども、少くとも漸々その面に向つて努力して來られたといふことは私はこれを認めて差支えないと思ふのであります。先ほど來他の討論者のほうから、資本の蓄積に重きを置き過ぎておるといふお話もありましたけれども、今日の我が国の経済の段階において、私は決してこれは重きを置き過ぎておるものではないといふふうに確信いたしましたのであります。今日どうして資本蓄積に一層力を注ぐような方針をあらゆる方面において講じなければならぬ、税制においても又然りであると思ふのです。勿論貨幣の価値の変動、それから国民所得の實際の購買力の変動、これが、貨幣の価値、物価の変動と購買力が十分に調整がとれておらん。殊に官吏その他の給与の所得などは物価の変動とマツチしておりません。そのために幾多の問題は私も思ふと思ふのであります。そういう

う点から見まして、先ほど來他の討論者からお話がありました給与所得と申告納税者の所得に對する關係、この点については、今後におきましても税務当局において十分考慮を加えられて、一方のほうに余り重きに過ぎないよう配慮されることが特に必要ではないかと思ふのであります。その他の点につきましては特に申し上げません。十分とは言へませんけれども、合理化と簡素化と資本蓄積に漸次努力されておるといふ点を認めまして、三案に賛成いたしたいと思ふのであります。ただ一言申し上げておきたいのは、狙いとして税制の簡素化といふことを掲げておられますけれども、どうも實際は簡素化でなくて、むしろ複雑化して來ておるのではないかと思ふのであります。て、こういう点につきまして今後一層の努力をされることを希望いたします。三案に賛成をいたす次第であります。

○小林政夫君 私も三案に賛成をいたします。併し強い條件を付したいのであります。実は甚だ内部的なことを申上げて恐縮であります。この三案に對する態度を録風会としては只今決定をいたしておるわけでありまして、そのときに、録風会が指導的になつてもいいから修正をしろという強い鞭撻を受けたのであります。すでにもう討論が始まつておるので、止むを得ずここに條件と言ふか、強い希望を付するわけでありまして、恐らく政府当局も国会、参議院の構成から考えても、我々がそういう案を持つて他党に働きかければこの委員会が通るといふことは御承知のほすと思ひますから、その意味においてお聞きとりを願ひたいと思ひ

ます。(笑)

先ず第一は社会保険料の控除であります。これは是非速かな機会にやつてもらいたい。それから勤労控除額の最高限度の引上げについても、物価のその後の騰貴と考へ併せて、最低五万円くらいにすべきものであると考へますので、まあ農民に対する勤労控除の問題もございしますが、その二点は成るべく速かな機会において政府において考へ慮されるよう、若し政府において考へ慮されなければ、我々が真に国会独自の立場がとれるときに至るならば、我々として考へたいというふうにも考へます。この二つの点について今の條件どころではない、すでに修正案ができたつもりで私は言つておりますから、その意味において御配慮を願うように意見を付して賛成いたします。

○理事(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありますから討論は終局したものと認めて異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 異議なきものと認めます。これより採決に入ります。

先ず所得税法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に法人税法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に相続税法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 多数と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任を願います。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

澤淵 春次 木内 四郎
田村 文吉 小林 政夫
岡崎 眞一 小宮山常吉
黒田 英雄 森 八三
西川 基五郎 菊田 七平
伊藤 保平 大矢半次郎

○理事(大矢半次郎君) 次に在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案、ボツダム宣言の受諾に伴い免する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案、特定道路整備事業特別会計法案、食糧管理特別会計法案の一部を改正する法律案及び農業共済再保険特別会計法案の一部を改正する法律案の五案について提案の理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(西村直己君) 只今議題となりました在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案は、四法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

在外公館等借入金につきましましては、在外公館等借入金整理準備審査会法に

基きまして、政府は、鋭意在外公館等借入金金の返済事務を進めて参つておりますが、これが返済につきては、先に制定されました在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律に基きまして、借入金を表示いたしました現地通貨の評價基準、返済の方法その他借入金金の返済の実施に関する事項を定める必要があらまうので、先般の第十一国会にこれに關します法律案を提出いたしましたのであります。会期中に審議を終るに至りませんでしたので、今回重ねてこの法律案を御提案申し上げた次第であります。

次に、この法律案につきては概要を申し上げます。第一は、外務大臣が国の債務として承認した借入金金の返済の請求権者に対しては、本邦通貨を以てこれを返済すること

といたしております。第二は、右の返済金額につきては、在外公館等借入金評価審議会の答申に基きまして決定しました別表の在外公館等借入金換算率によりまして現地通貨表示金額を本邦通貨に換算いたしました金額の三割増としたのであります。

更に在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律第二條に規定されておりますところに従ひまして、国民負担の公平の見地から、返済金額が同一人につきては五万円を超えなるときは、これを五万円とすることにいたしましたのであります。

第三は、借入金の返済に必要な金額は、毎会計年度、予算の定めるところによりまして、一般会計から國債整理基金特別会計に繰入られ、これを通過して支払を行うこと

といたしました。その他返済に関する事務の一部の日本銀行への委託、返済

手續の細目などについて規定をいたしたものが本法案でございます。

第二の法律案でございます。ボツダム宣言の受諾に伴い免する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案、これにつきては、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、別に提出いたしましたボツダム宣言の受諾に伴い免する命令に關する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に關する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に關する法律案の一環を成すものでございまして、大蔵省関係の

いわゆるボツダム命令のうち、「連合国財産の返還等に関する政令」、「連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令」、「連合国財産である株式の回復に關する政令」及び「ドイツ財産管理令」これにつきては所要の改正を加えました上、これらを平和條約発効後も法律として存続せしめようとする趣旨でございます。

すでに御存じのように、終戦後、政府は、連合国最高司令官の覺全し、敵産管理に付されました財産その他連合国人の財産で戦時中不当に權利を侵害されたものを返還すべきことを命ぜられておるのであります。又、ドイツ財産につきては、最高司令官の覺書によりまして、ドイツ人の在日財産は米英仏三国に帰属することが宣言いたされ、政府がその処分のため必要な措置をとることを命ぜられておるのであります。

それ以前に申しましたボツダム政令を制定して覺書を実施して参つておるのであります。併し平和條約第十五條及び第二十條の規定によりますれば、日本政府

は、連合国財産及びドイツ財産に關しまして従来連合国最高司令官の命令に基いてつて来たとは同様の措置を、平和條約発効後は、條約上の義務として実施すべきこととされておるのであります。本法律案は、この條約の規定に従ひまして、連合国財産及びドイツ財産に關する先に申述べました四つのボツダム政令に法律としての勢力を与えまして、これを存続せしめようとするものでございまして、ただ、これらの財産に關します措置が、従来は、連合国最高司令官から要求されておりましたのに対して、今後は、日本政府が平和條約の規定により義務付けられることになるのに相応じまして、必要の事項について、この際若干の改正を加えることとしたのであります。

以下その改正点の概要を簡単に申し上げます。第一は「連合国財産の返還等に関する政令」についてでございます。この政令の改正点の第一は連合国の範圍であります。従来日本政府は、連合国最高司令官の覺書により指定された六十カ国及びその國民の財産について保全と返還の義務を負つて参つたのであります。平和條約発効後は、條約を批准しました国及びその國民に対してのみその義務を負うこととしました。但し、財産の保全につきては、條約の關印国及び條約第二十

六條に規定する国及びその國民が有しておりました財産については将来條約批准国に対すると同様の返還義務を負うこととなることと予想されますので、当分の間引き続き保全することにいたしましたのであります。

改正点の第二であります。これは

返還すべき財産の範囲でございます。従来の規定によりますれば、その範囲は戦時中敵産管理人の管理に付せられたもの及び政府又は日本人により不当にその権利を侵害されたものでありましたが、旧日本占領地域で略奪されて日本に持ち帰られた財産及び日本が戦時中にした捕獲物の再審査の結果返還すべきことになった財産につきましてこの政令によつて返還すべき財産に含めるように必要な改正を加えておるのであります。この略奪財産の返還は、従来は、昭和二十一年のポツダム省令「略奪品の没収及び報告に関する件」、この省令の規定によつてなされておりましたのを、平和條約発効後は、同省令は廃止をいたしました。そして今この政令の規定によつて返還しようとするものでございます。又捕獲物の再審査の手続につきましては、別に「捕獲物検査所の検定の再審査に関する法律案」が提出をされておるのであります。

改正点の第三であります。返還請求権の消滅についてでございます。連合国財産の返還請求につきましては、條約第十五條は、平和條約の効力発生のときから九月以内に財産の返還請求がなされなかつたときには、日本政府はその定めるところに従つてその財産を処分することができると定めておりますので、これに依りまして返還請求権は平和條約発効後九月で消滅する旨の規定を加えたのでございます。第二は「連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令」についてでございます。この政令は、連合国財産である土地の上の家屋その他の工作物は、その土地の返還に際しまして、連合国人に

譲渡され又は除去されるべきことを定めたものであります。第一に述べました「連合国財産の返還等に関する政令」の附屬法規でありますので、右政令の改正に伴ひまして所要の改正を加えたのでございます。第三は「連合国財産である株式の回復に関する政令」についてであります。この政令は、株式の財産としての特殊性に鑑みまして、「連合国財産の返還等に関する政令」の特別規定をいたしまして連合国財産であります株式の返還の方法を規定してあるのであります。連合国人が元の所有したておりました株式そのものを追及して返還することを目指して、その株式の発行会社に新株を發行せしめる等の方法により同一銘柄の株式を返還しようとするものであります。「連合国財産の返還等に関する政令」の改正と同様の趣旨から連合国人の範囲、返還請求権者の範囲、返還請求権の消滅等に関しまして所要の改正を加えることといたしております。

第四は「ドイツ財産管理令」についてでございます。従来はドイツ財産の管理処分については、連合国最高司令官が米英仏三国の受託者として日本政府に指示を与えておりましたが、條約発効後は平和條約第二十條の規定に基き、右の三国が日本政府に直接ドイツ財産の管理処分を委託することになりますので、ドイツ財産管理令をその線に沿つて改正することといたしましたのでございます。次に、特定道路整備事業特別会計法案につきまして提案の趣旨を御説明申し上げます。

（理事 大矢半次郎君退席、委員長 着席）

今回政府は、道路の整備を促進し、交通の利便を増進するという趣旨から、現行の道路法に對する特別措置として、その通行又は利用に對して料金を徴収することができ道路の新設、改築等を行いますために、別途国会に「道路整備特別措置法」を提出いたし御審議を願うことといたしておりますのであります。この「道路整備特別措置法」に基きまして政府の行います道路の整備事業並びに同法に基きまして地方公共団体が行う道路の新設及び改築に對する所要資金の貸付に關しましては、その政府におきまして経理は、一般会計と区分してその状況を明確にいたすことが適當であると考へられますので、これがために特別会計を設置することといたしまして、この法案を出したのでございます。

この特別会計の歳入及び歳出として経理する事項に關しては、即ち歳入といたしますものは、資金運用部からの借入金、道路の通行又は利用に對して徴収いたします料金、地方公共団体に対する貸付金の償還金及び利子その他といたし、歳出といたしますものは、道路の新設、改築に必要な費用、地方公共団体に対する貸付金及び補助金並びに資金運用部からの借入金の償還金及び利子その他といたしたのであります。

第二は、この特別会計の利益及び損失の処理に關する事項であります。毎会計年度におきますこの会計の損益計算上の利益は、積立金に組入れ損失が生じたときは、積立金を以つて補填することとし、なお補填し得ない損失の額は翌年度に繰越して整理することといたしてあります。

第三点は、資金の借入に關する事項でございます。この特別会計におきまして、政府が行う道路の新設、改築に必要な経費及び地方公共団体に対する貸付金等の財源は資金運用部から借入れることといたしてあります。

第四は、資産の計進に關する事項であります。この会計における建設費用、貸付金、未収金等につきましては、この会計の資産として整理することといたし、そのうち建設費用の価額につきましては、毎会計年度一定の基準に従つて減額整理をすることといたしてあります。

以上申し上げました外、この特別会計の予算及び決算の作成提出等に関しまして、他の特別会計法とおおむね同様例文的規定を設けておるのが、この特定道路整備事業特別会計の法案の内容でございます。

次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案でございます。今回の改正の第一点は、農産物検査法に基いて行う農産物の検査に要する経費に關する規定を整備しようとするものであります。即ち農産物検査に要する経費は、すべて食糧管理特別会計において負担することが適當であると認められますので、これをこの特別会計の歳出を以つて支出することといたします。これに依りまして、検査手数料を徴収することとなつております農産物の検査に要する経費の財源は、一般会計からこの特別会計に繰入れることができることとするものであります。

改正の第二点は、食糧配給公団の残余財産のうちの一部を食糧特別会計に納付せしめようとするものであります。即ち食糧配給公団の残余財産のうち、政府が食糧特別会計から同公団に對して交付した交付金の金額から、当該交付金の財源として一般会計から食糧特別会計に繰入れた金額と、食糧配給公団が食糧特別会計に納付した金額との合計額、相当額を差引いた残額に達するまでの金額を食糧特別会計に納付させることといたしてあります。なお、右に申し上げましたほか、若干の規定の整備を圖ることといたしてあります。

最後に、農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案であります。農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定におきましては、一般会計からの繰入金を以てその基金とし、これをこの会計の農業勘定におきまして再保険金の支払財源の不足に充てて、以て再保険金の支払の円滑化を圖つて来たのであります。昭和二十七年以降は、家畜勘定における再保険に關する支払財源の不足につきましても、この基金を以て補填することができようとしたのであります。そのほか若干の規定の整備を圖ることといたしたために、この法律案を提出いたしました次第であります。なお、昭和二十七年予算におきましては、家畜勘定の支払財源の不足に充てますための財源として、一般会計から三億円を再保険金支払基金勘定に繰入れることを予定いたしておるのでございます。

以上この五つの法律案の提案の理由でございますが、御審議の上、御賛成頂きますようお願い申し上げます。

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案、予備審査、右について内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(酒井俊彦君) それでは只今御審議を願つております在外公館等借入金返済の実施に関する法律案につきましてその内容を極く簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

在外公館等借入金につきましては、すでに御承知の通り第五国会におきまして在外公館等借入金整理準備審査会が成立をいたしましたとして、この法律に基きまして在外公館等の借入金の確認を行なつて来たわけでありまして、その後、第十国会におきまして在外公館等借入金返済の準備に関する法律が成立をいたしましたとして、前の法律で確認された借入金の返済等につきましましては必要な借入金の評価その他の準備をすることに相成つたのであります。そうしてこの準備に関する法律に基きまして大蔵省に在外公館等借入金評価審査会を設けまして、この審査会が昨年の四月以来数回に亘りまして詳しく審議いたしまして、借入金の評価基準等につきまして昨年の八月七日に答申を得たわけでありまして、そうしてこの答申に基きまして実際の支払を開始するために必要な事項を定めようとするのがこの法律案でございます。

この法律の内容を逐條的に簡単に御説明申し上げますと、第一條は目的であります。第二條もこの法律において使われてゐる「在外公館等借入金」という言葉についての定義であります。それから第三條でございますが、こ

れは在外公館等借入金は現地通貨、例えば北支における聯銀券、中支における備前券というような現地通貨を以て表示されておりますが、今回これを国の債務として返済いたします場合には、本邦通貨に直しまして、円で借入金を払うというこの原則を掲げたわけでありまして、

第四條はこの法律の實質的な主要部分をなす條文でありまして、確認された在外公館等借入金の現地通貨の額を、別表の換算率によりまして日本円に換算をいたしまして支払をする。この別表の換算率でございますが、これは先ほど申し上げました評価基準委員会が現地の物価並びに日本のその当時における物価を比較いたしましたとして、調べる最良の資料を以ちまして決定いたしましたものでございます。終戦當時には現地通貨と日本円との間には公定レートがございましたけれども、その後現地及び日本それ々に特殊の事情によつて通貨価値が変動をいたしました、而もその間に経済交流がございましたので、公定価格と甚だしく開いた通貨価値が現われて参つております。そこで現地におきまして在外公館借上金の最も多く借上げられた時期をとらえまして、その時期を基準にして原則として現地と日本との米の相場を中心にして決定いたしましたのが、この換算率でございます。この換算率表に基きまして現地通貨を評価し直しましたものを更に百分の百三十にいたしましたしてその額を返済する、この百分の百三十と申しますのは、この在外公館借入金も借入後速かに返すべきであつたのでありますが、その後いろいろなる事情によりまして若干時期が

遅れましたので、その間の事情を考慮いたしまして利子ではございませぬが、それに似たような觀念をとつて百分の百三十、三割加算をいたしたわけでありまして、それからその括弧の中に同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五万円を超えるときは五万円とございしますが、実は別表の換算率で計算いたしますと五万円を超えるものが約一、二万件ばかり出て参ります。併しながら前の準備に関する法律に謳われておりますように、これは国民負担の衡平という見地から債務額を確定することが適當であるということに相成つておりますので、常識的に五万円ぐらゐを最高にするということが妥當ではないかというところで五万円にいたしましたわけでありまして、なおこの点若干衆議院の修正がございまして、最高は五万円、但し最低は一人についての最低額が五百円未満のときは五百円に切上げるといふ修正が行われております。それから先ほど御説明いたしました別表のうち、満洲と関東州であります。これは評価審査会の答申におきましては、満洲と関東州の経済の動きは終戦後はその間に一体経済という關係がなかつた、それら二つの通貨がそれら二つの動きを示しておつたということで、分けて換算率を出したのであります。この点も戦前からの満洲一

体といつたような關係も考慮いたしまして、満洲と関東州を一本にして満洲の率を関東州にも適用するといふ修正が衆議院でなされております。

第五條はこれはこの借入金の返済が一つの國債といたしまして、國債整理基金で処理をするということでありまして、第六條はその事務の一部を日本銀行に委任して行はせるといふための規定でございます。

なれば本法におきましての改正附則の第一項でございますが、「この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。」とございしますのは、御承知の通りこの法律は前国会に提出をいたしましたとして、継続審議に相成つておりますので、その提出いたしました後に速かに支払を開始するといふ意味におきまして、公布の日から三月以内に施行することと相成つておつたのであります。すなわち、すでに二十六年年度予算におきまして所要の予算措置も講ずることができましたので、この法律が国会の御審議が終りまして成立次第、直ちに実施いたすことにいたしたいというので、これも衆議院の修正で公布の日から施行するといふふうに修正をいたしました。なお、衆議院におきましてはそのほか審査会法の一部を修正いたしました。実は審査会法におきましては在外公館等借入金の債権を持つておるという確認は、同法の施行後二年以内或いはその後本邦に帰還いたしました者は上陸後一年以内といふような期間内に申請しなければその権利を失うといふことに相成つておつたのであります。その後権利を失つた者も若干ございまして、実情甚だ気の毒であるといふような意味で、更に本年の六月三十日までには確認請求ができるという修正を衆議院で加えられております。簡単にございしますが、以上衆議院の修正案も併せまして御説明を終りたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 質疑があり行に委任して行はせるといふための規定でございます。

○大野幸一君 ちよつとお尋ねいたします。外国人の所有していた株式を今度新株で返す、こういうことになるのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 只今の御質問の件は担当が別に参りまして御説明申し上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の質疑はこの程度にいたしておきます。速記をちよつとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め。財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案、右について質疑を行います。

○菊川孝夫君 今特別会計をやつておつたのを特別会計にしないという一番大きな理由は何でこの特別会計を廃止するのか、この点を一つお聞きしたい。今まで特別会計をやつておつたのを財産税は一度結末がついたもので、すべてこれを整理して一般会計に繰入れると、こゝろ御意思だらうと思ひますが……

○説明員(桃井直造君) 財産税特別会計は徴収決定額、評価額が七百八十四億ありまして、すでに七百六十二億を収納済で結論を得ております。あと未済が十九億ございしますが、この際その会計を独自に残して置く必要がないのではないかと、こゝろ御意を考へてあります。

○菊川孝夫君 その点につきましては実は財産税等物納された財産が今この間の会計検査報告が実は決算委員会のほうに出ておるのを、我々も見ましたのですが、相当折角むしり取るように取られた財産税として物納されたも

の不正に流用、流用と申しますか、その管理がうまく行かない、不正と言つては語弊がありますが、管理がうまく行かないといつて摘発されている事実があるのではないですか。これはあなたも御存じないですか。

○説明員(桃井直造君) 私実はまだ財産管理処分の方の担当でございませんで、聞いておられないのであります、具体的に……。

○菊川幸夫君 例えは借家なんかを財産として管理して行くというのとはなかなか財務局の方、財務部等では困難だ、例えは家賃の取立にいたしましては更にこれを委託しまして民間の信託会社、その他に委託してある場合にその信託会社は戦後のいわゆる新興信託会社というふうなもののために、その行方がどうなつたかわからん、家賃も上つておられない、従つて折角納めた人がそういうふうになされるものならば、結局国のほうに納めるといつて我々漢をのんでとられたのだ、それが業者の食い物になつておるといふようなことについては極めて不満である、実際に事実を挙げて申上げるというのだから私のほうでもそういう申告も参つており、投書も参つておりますので、これを公けにしてもいいのですが、一方的に取上げたのではないかし、事実会計検査院でも問題になつてあなたも御存じになつておられると思ひます。

○政府委員(佐藤一朗君) 御承知のよう

に財産の処分につきましては大蔵省の管財局のほうでやつておられて、今今やつと直接の担当者がおられて、今で細かいことはわかりませんが、具体的に御指摘がございましたら一つ十分連絡したいと思ひます。

それから今御心配の点は現在の財産についてはいづれにしましても、今までの通り管財局が結局管理処分をやつて参るわけでございますからして、この特別会計の廃止によつてそれが直ちに影響されるという問題ではございませんで、全体として会計検査院で大部分批難を受けておることも私も聞いておりますけれども、具体的にわかりませんので、よく一つ御趣旨の点は連絡したいと、こう思つております。

○菊川幸夫君 この財産税のことは会計検査院からも指摘されておりますし、大蔵省内でも問題になつておるような点がありまして、折角もう財産税特別会計は一応一片付いて外すのでありますから、その決算のもの、やはり決算でなくともいいから、こういうふうになつておるといふこと、こうだけは明らかにしておかんと、又どういふふうに出置したかということ、明らかにしておかんと、これはこれと大きな関連があるだろうと私は思ふのであります。その点一つあとで、印刷にするのは工合が懸ければ、あなたから一つ口頭で、こつこつと事実になつておる、これはこつこつとに処分するといふことをこつこつと一片付くのだから、その方面の懸をつけないければならん。こつこつとに思ひますので、この次の委員会に一つ調べましてここでこれを説明しその方針を明らかにしておいて頂きたいと思ひます。

○大野幸一君 今の問題に関連してちよつとお尋ねいたしますが、物納財産処分の引受け会社というふうなものは幾つくらい認可したのですか。

○政府委員(佐藤一朗君) 引受け会社といふのはちよつと私もよくわかりませんが、恐らく信託をお指しになつておるのだからと思ひますが、これは信託銀行の主なものには大抵委任しておると思ひます。ちよつと直接の担当者がおりませんで、どういふところによつておるか御返答申上げかねますが、資料等で一つお出ししたいと思ひます。

○大野幸一君 それはいいで一つお願いしておきます。その信託会社ばかりでなく、何か元代議士というふうな追放になつておつた人が社長になつて、そうして事務を取扱つて、そういうところに大分不平があつたといふことを聞いておりますから、ちよつと調べてもらなければならん。一体あれは借家とか借地人に多く払戻しをしたのだらうと思ひますが、それはそういう方針で進んで来たのかどうかといふことも聞かなければならん。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め。他に御発言もないようでありまして、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。

○政府委員(佐藤一朗君) これは委員長如何でしよう、郵政省の会計課長が見えておりますから、代つてやつて頂

いてよろしいですか。
○委員長(平沼彌太郎君) よろしくご
ざいますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○説明員(牧光雄君) 郵政事業特別会
計の改正の要点でございしますが、第一
点といたしましては、予備費の使用に
関しまして、財政法、会計法の改正に
伴いまして改正を要する点を改正する
というのが第一点であります。それか
ら第二点といたしましては、繰越明許
費の使用につきまして、同じく財政
法、会計法の改正に伴いまして改正す
るという点でございします。それから第
三点といたしまして、固定資産の再評
価につきまして、この再評価ができる
ということ、そうして評価いたしまし
た場合の処理方といたしまして、固
定資産評価積立金制度を設けて整理す
るというのが第五点でございします。そ
れから第四点といたしまして、無償で
取得いたしました固定資産、例えば寄
附を受けた固定資産でございしますが、
これの整理につきまして、先ほど申
上げました固定資産評価積立金制度で
やはり整理することにしたという思
うわけでありまして、それから第五点と
いたしまして、作業資産というものが
ございしますが、これを事業のために使
いました場合に、そのときに損益勘定そ
の他の勘定を以て決算いたしました
もののが不用となりまして又作業資
産へ戻して来ます場合、そういう場
合に従来の処理方といたしましては、
利益といたしまして雑益で処理いたし
ておりますが、会計的処理といたしま
しては適当ではないと存じますので、
物品価格調整引当金勘定というものを
設けてその処理を明確にいたしたいと

思っております。それから第六点と
いたしましては、歳入歳出予算の区分
でございしますが、これも財政法の改正
に準じて同じような区分の仕方に
改正したいと思っております。それ
から第七点といたしまして
は、従来事業計画書に掲げておりました
費目の中で特に必要なものにつ
きまして、大蔵大臣の承認を経なければ
他の費目に流用してはいけないという
規定があつたのでございしますが、来
年度の予算の科目を大體一般会計の科目
と同じような形に持つて行きましたの
で、そういう制限規定が必要なくな
りまして、一般の財政法の規定によ
りまして、流用する場合は大蔵大臣の承
認を得て流用したい、こういうの
であります。それから第八点といた
しまして、前渡資金につきまして、こ
れは会計法の十七條の規定によりま
して、主任の官吏に前渡資金を交付
いたしましたときに、会計法の規定によ
りまして支出として経理するとい
うことになつておるのでござい
しますが、この実体はやはり前渡資金も一つの会
計上の機関でございまして、その前渡
官吏が受けた現金を更に正当な債権者
に支払いますとき、そのときが本
当の債務の支払でありまして、損益計算
の上からいたしますならば、損
計上すべき時期でございします。現
在はこの会計法の規定と企業会計的な
処理方と形式的に二重の経理をやつて
おるような手数がございします。こ
れを資金前渡官吏が現実に支払をいた
しましたときに支出として経理する
というように改正をお願いして事務の簡
素化を図りたいというのであります。
大體以上の八点が改正の要点でありま

す。
○菊川孝夫君 そのうちで特に
したいのは、電気通信事業特別会計の
改正であります。今度財政法、会計
法改正の際にも一応議論になつたので
ありますが、認定制度の廃止のこと
であります。この点について、実は電
通大臣が必要と認めて大蔵大臣に申出
た場合には認定制度をそのまま残すとい
うような規定がありまして、佐藤さん
の説明でも、電通省はその申出がある
と言つておつたので、実は電通省は今
非常に批判の対象になつておる、会計
面におきましてですね。これはあなた
もお認めになるところだと存じま
す。従つて今の御説明では、この認定
制度だけは郵政事業特別会計法でも、
或いは電気通信事業特別会計法でも廢
止にならないのであります。小切手
認定その他の認定制度は……、その点
を一つ承わりたい。
○説明員(淺野賢彦君) 私電通であり
ますが、電通のほうにおきましては、
従来通りやられるというふうに聞いて
おります。
○菊川孝夫君 それではあなた電通な
らば、一体電通省に盛んに横断事件が
起きまして、而もそれが電通省の施設
関係に多いと思つております。施設
というものは、電話を引いたり、工事の
あの関係に多いと思つております。一
体あれが発生している一番根本原因とい
うのは、施設を請負う特別の会社があ
ります。その会社とそれから施設を今度
請負う側の官公庁との間の談合と言
いますか、不正な取引が今回摘発をされ
ている問題だと思つております。こ
れに對する対策というものを今度の
改正に何かお考えになつております

か、あんな大きな事件を起して……。
○説明員(淺野賢彦君) この問題はち
よつと大きな問題でございまして、私
から御回答申上げるといふことは困難
であります。運用の問題ではないか
と考えております。
○菊川孝夫君 それじゃ、やはり大臣
に出てもらいますよう、あなたが答
えられなければ……これは今度の改正
の場合に一番あそこを痛がるんだと
思つております。というのは、施設
会社とそれから電通省の官吏との間
に、いわゆるあんなのほうのこの特別
会計法によつてはその余地があるん
じゃないか、どこかにその欠陥があるの
ではないか、あれだけ大きく問題が起
つておるのだから……、どうも我々の見
るところでは電通省にはそういう伏在
の余地が多いというふうに思つてお
ります。その対策として、今回の改
正に當つては何かの対策が特別に講
じられなければならないと思つて、そ
ういふものがあるかないか、今聞いて見
ますとちつともないようであります
が……。
○政府委員(佐藤一郎君) 菊川さん
よつと私から補足して申上げますが、
今度の改正は、財政法の改正に伴う形
式的な改正もございしますが、只今の御
趣旨に副つた点も一部ございします。例
えば先ほど会計課長から説明がござ
いました前渡資金官吏に金を渡しますと
きに、一応そこで支出したということ
にします。そうした上で、今度前渡資
金官吏が二重の経理をしておる、こ
ういふ点は前渡資金官吏の現実に外部に
支払つたときに正式に支出があつたも
のであると、こういうふうな経理にし
て、二重経理の弊害を防げると思いま

す。それから簿外の作業資産につ
きまして特別の基金を設けて経理する
というふうな点も従来でございまして、
各種の資材等を現場に渡してしま
すと、それで以て経費に落してしま
う、そして又再び元へ戻すという
ときには雑益に計上するといふような
点も、今度は飽くまで資産として経理
をして、そして資材、物品等の経理を
最後まで十分にしようといふ改正
も含んでおります。併しながら今回の
改正は極めて部分的な小改正でござ
いまして、只今おつしやいましたよ
うな趣旨におきましては、根本的な制度
の改正をやつておるわけではありま
せん。ただ先ほどもちよつと説明があ
りましたように、私たちが制度として
は勿論批判の余地は十分あると思
いますので、御指摘をこういたしました
ならば十分検討したいと思つてござ
います。差当つて制度的には一
応形はできておるといふふうに考
えて、問題はこの制度をどういふ
運用して行くかということにあらう
かと思つております。認定制度を例
えれば残して、現実にチェック・ア
ンド・バランスというところが人
との関係においてうまく行われるかど
うかというふうなことは、やはり運用
の問題になるかと思つてござい
ます。これにつきましては、最近電通省
に特に事件が今相当多数に上つて
おる点に鑑みまして、首脳部も相当苦心
をしております。それで会計制度の改正とい
うよりも、運営の上で、例えば会計官
吏をもう一回再教育をするとか、そ
ういふような点も私のほうへもしばしば
連絡が来ております。こういうことを

機会にして、従来の運用上欠陥を改めて行くことに努力せられてゐる点は、我々も認められてゐるわけでありませう。制度につきまして完璧とは申しませんが、若し何か御意見がございましたら承つておいたほうがよいと思ひますが、できるだけ運用によつてこれを改善して行きたいと、こういうふうに考へております。

○菊川孝夫君 次に資産再評価をすることを今度の特別会計法の改正によつて認める人だが、電通省や或いは郵政省の資産を再評価した場合において、一体その再評価の益金というものをどういうふうに通理される意向でございませうか、その点を伺ひたい。

○説明員(牧光雄君) お答え申し上げます。再評価いたしますと、御承知のように、借方側の資産の価額は当然増えて参ります。その見合勘定といたしまして、資本側に固定資産再評価積立金というものを置きまして、自己資本の一部が大きくなつた形で整理いたして行きたいと、かように考へております。

○菊川孝夫君 今日までこの資産の再評価をされてないといふと、相当電通省、郵政省の資産には再評価にやるところの、民間に言ふところの再評価益金と言ひますが、それができると思ふのでありますが、一体どのくらいになるお見込みですか。

○説明員(牧光雄君) 郵政会計におきましては、現在一定の大蔵省から示された基準に基きましてその作業をやつておるのでございませうが、何分建物の取得年次が非常に古いもの、又最近のものというふうに分れておりますので、なか／＼見当がつかかねるので

ございませうが、併し一面二十七年年度予算の御審議を願ひするときに、減価償却引当金を推定計算で評価換へしたものを基礎として償却上計上いたしましたのでございませう。そのときの建物の価額は百八十四億七千二百七十五万七千円という数字を基礎にいたしております。それから工作物につきましては八十億五百八十五万九千円、それから船舶につきましては五千九百六十万四千円という数字を基礎にいたしております。二十五年度末の固定資産の総価額は三十九億余でございまして、今申しました建物、工作物、船舶、このほかに土地が相当ございませう。それらを大体總合いたして見ますと、三百億程度になるのじやないかと、そうしますと二十五年度末三十九億でございませうから約十倍程度の額になるのではなからうかと、こういうふうに一応想像いたしておりますが、今具體的に作業中でありませうので、このようになりませうか、ちよつと見当が明確にはつきかねるのでございませう。

○菊川孝夫君 最後にもう一点、電通省の説明員のかたにお伺ひいたしますが、あなたのほうの契約制度、これは原則としては公開入札制度でございませうが、会計法というやうな関係があると思ふのですが、制度は公開入札になつてゐるのか、指名競争入札になつてゐるのか、これはどちらになつておりますか。そうして今回の改正にはこれは繰返されておるのかどうか。

○説明員(淺野賢彦君) 建前といたしまして財政法、会計法の線に沿ひまして、一般競争契約によつて、それでやることになつております。ただ線路とか機械等に伴ひまして非常に機密なもの

のを要しますし、それから例えば機械でございませうと電話機、交換機、これは製作メーカーがきまつておりました、大体、日電、沖、富士、こういう大きなもの数社となつております。殆んど電通関係の貯蔵品、購買費を以てその生産額はきまつた状況でありますものにつきましては、性質により指名、随契約の線が大部分出て参つておりますが、一般に、私どもの乙種物品と申しておりますが、被服とか、机とか、こういうたものにつきましては一般競争又は指名競争で大体調弄いたしております。

○菊川孝夫君 電信、電話の施設について日電、沖、富士等の一流メーカーを相手にして、これは指名競争入札をやられるというところは結構だと思ひますが、問題はあなたのほうで一番今度の汚職事件の対象になつておるのは施設会社というのがありますが、特別にあなたのほうと、例えば国有鉄道と日通とか、或いは国有鉄道と交通公社とか、これらと同じやうな関係にあるものに電信、電話の施設をやる場合に、それに作業を請負わす組織があるのですが、それとの関係は……。

○説明員(淺野賢彦君) 只今御質問の点は工事のほうだと思ひます。工事のほうでは、昔は日本電信電話工事株式会社に引受けてやつておつたのであります。が、終戦後司令部の命によりまして独占的な工事会社が解体いたしまして省内に吸収したのであります。吸収しまして直営として工事をやつております。ただ能力に限界がありまして、現在請負と直営と二本建てでやつておりますが、片一方の請負のほうにつきま

ては、電路工業、永福、日本土木、こういうた工事会社が小さいものを入れまして約二百、大きいもので約十ぐらゐ、こういうたものがございます。これらに伴ひまして非常に一部遺憾な点が出まして誠に申訳がないと思つておりますが、先ほど大蔵省委員から申上げましたように、最近是非常にその点自粛をいたしまして契約、積算、検査、こういうた点も非常に目運えるように努力をいたしてゐる状況であります。

○菊川孝夫君 その工事会社の昔の日本電信電話工事株式会社に相当するやうなのを又今一つ復活をして、それと殆んど取引をされておるといふやうなことを聞いておるのであります。その点又新しくできたのではないのですか。満洲の電電会社、あつたに入つておつた幹部連中が戻つて来て、それが主になつて今の電通省の幹部連中と話し合ひの上でそういう会社ができて、それとの関係が非常に密接になつて、殆んどそこに一本に集中されようとしておる。こういうことであります。会計法上からは、そういう工事もすべて公開入札でやつておられるのか、それとも指名入札か、これをお伺ひしたい。

○説明員(淺野賢彦君) その点につきましては丁度いろ／＼事件も出て参つておりますので、私どもも御承知のやうにいろ／＼事件が出ましたので非常に注意をいたしまして公正なる競争をやるようにいたしております。ただ御指摘の会社は日本通信建設という会社であります。まだ発足いたしてしまつたばかりで、工事はいたしてございませう。工事を請負に出しました場合には

競争をやつてもらう、こういう予定であります。

○菊川孝夫君 それでは申し上げたいのは、会計法上の建前からするならば、その工事はすべて公開入札制度になつておるのか、それとも指名になつておるのか、どちらかということをお伺ひしておるのであります。

○説明員(淺野賢彦君) 只今工事の方法におきましては、三十万円以下が一般競争契約になります。三十万円以上が指名競争又は隨意契約、こういう形になつております。それで三十万円以下ですと電通省におきましては現場的な仕事でございまして、一応骨のある仕事になりますと三十万円以上でございませうが、従ひましておおむね指名競争又は隨意契約ということになると考へます。

○菊川孝夫君 きより日三十万円の工事なんというものは本場の工事の中に入らんと思ひますが、そういうのは公開入札になつておつて、三十万円以上のちよつと工事らしいものはすべて指名、隨意契約になつておるといふところ、一つ大きな今回の汚職事件が起るやうな欠陥があなたのほうの会計法上あるのではないですか。よそとの関連等を考へてどこでそういうふうになつておるのですか。やはりその辺はどうなつてゐますか。

○説明員(淺野賢彦君) よその点はよく存じませう。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

○菊川孝夫君 これは一つ問題点だろ

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

うと思ひます。今回の電通省の汚職事件はすべてこれとからんでおるので、私がさつき申し上げたように、三十万以下のものは公開でやつて行くが、その他のものは特殊の技能だと、こうおつしやいます。勿論その競争に加つて工事をなつた場合には、監督もあり、それから納入の場合は納入検査があるはずで、でき上つてしまつたら検査があるはずで、ところがそういう特殊なものだけと特別な関係を長い間つておるといふ場合は、その官庁の官僚と、その会社の幹部との間にいろいろの關係が生じて、これが集積して今回のあなたの方のあつた社会に大きな衝動を与えた汚職事件が起きたわけでありませう。わしはそう思ふのです。従つてこれの改正をされる場合には、先ずその点を直して行く、かような方法を講じなければならぬと思ふのでありますが、特に又問題は今回の被疑者になつてゐる会社と、それから今後電通省は依然として又同じような關係において工事を請負わして行く、指名で工事を請負わして行くといふことになりませう、又暫らくしてはと停りが醒めませうとさういふ關係が起きて来ると思ふ。それでこの点について例へば会計法そのものを改正して行かんことには、特別会計法を改正して行かんや、痛がそこにあると我々は思ふのですが、その点あなたはどうお考えになりますか。

○説明員(淺野賢彦君) これは特別会計法というよりも、やはり先ほど御回答いたしましたように運用とも見られる点がございまして、契約は一般競争、指名競争、又は隨意契約、どれでもとれるのでありますが、これをどういつたものを一般競争にし、どういつたものを指名競争にするか、こういつた実際のきめ方になるのじやないかと考えます。それで全部一般競争ということにもきめたい点もあらうとも考えられるのでありますが、その点私も会計屋として、法規的な面につきましてはそういう御回答しかできませんが、運用の点につきましてよく研究いたすようにそれ／＼にさせたいと思ひます。

○菊川肇夫君 これはやはり原則としては公開にするとか、或いは複數制にして競争をさせるとかいうことにせんと、常にその工事が、予算が通つてしまつて、配付された予算が、すべて指名になつておりますと、もうそこはもうとらうといふことがわかつてしまつて、あとは介入の余地がないといふところから、一つの独占的な工事請負人になつてしまふから、どうしてもこれは先ほど私がよく申し上げましたような汚職事件の発生がそこに私にあるのじやないか。特に現にもしも起きているのだから……なにとすれば私はよく、運用の面だといふのだ、現に起きている限りは、それに対する対策を講じなければならぬ。特に認定制度はこの官庁も廃止したいといふ希望があるにもかかわらず、あなたのところはせめて認定制度を残して申訳を立つようにしなければならぬといふような良心的な考え方について、我々も諒とするのですが、こういう根本的な問題について十分その対策は講じられておらないとするならば、これは大問題だと私は思ふのであります。而も現に起つてゐるのだから、起つてなきや将来起るかも知れんといふ

ようなことでこれは警戒するのだが、現に批判の対象になつておる問題なんでありませうからして、この問題は私は相当……、やはり電通大臣の出席を求めて、そして十分検討すべきである、これはやはり国会として、参議院としてあるべきだと思ふ。ただ単に今日始んどちよつと説明を聞いただけで通すといふことは私はどうかと思ひますので、暫らくこの法案だけは保留しまして、特に今問題が起きているのでありますからして、私は電通大臣並びに關係局長の、施設局長等の出席を求めて御質問を申し上げたい、かように思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 長まりました。それでは本案の質疑は本日はこの程度にしておきます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に資金運用部預託金利率の特例に関する法律案の御質疑をお願いいたします。(「進行」と呼ぶ者あり)別に御発言もありませんが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないかと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。(「意見なし」と呼ぶ者あり)別に御発言もありません。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないかと認めます。それではこれより採決に入ります。

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は先例により委員長に御一任願ひます。

これより多數意見者の署名を願ひます。

多數意見者署名

木内 四郎	西川 甚五郎
森 八三	大野 幸一
小宮山常吉	黒田 英雄
菊川 孝夫	岡崎 眞一
大矢半次郎	伊藤 保平

る法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は先例により委員長に御一任願ひます。

これより多數意見者の署名を願ひます。

多數意見者署名

木内 四郎	西川 甚五郎
森 八三	大野 幸一
小宮山常吉	黒田 英雄
菊川 孝夫	岡崎 眞一
大矢半次郎	伊藤 保平

○委員長(平沼彌太郎君) 次に物品税法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を伺ひます。

○衆議院議員(佐藤重遠君) 只會議議になりまして物品税法の一部を改正する法律案について提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は水あめ、ぶどう糖等に対する物品税を廃止することによつて我が国農家の主要作物たるいも類に対する需要を確保し、その価格の低落を防止し、農家経済の安定に資しようといふのであります。我が国において甘藷及び馬鈴薯はその栽培面積六十万町歩におよび、米麦に次いで極めて主要な農作物であつて畑作地帯においては農業経営の根幹をなしているものであります。而してその生産量の過半が販売され、販売量の半ばが澱粉に加工され、更にその澱粉の八〇％が水あめ等の原料に使用されているため、水あめ、澱粉の価格が生いもの価格を支配しているものであります。然るにこの水あめ等

の価格は由来これと競合關係にあつた砂糖価格によつて左右され、従来その五五％乃至六〇％の比率を保つて参つたのであります。昨年海外の糖価が低落の一途にあり、昨年に於ける百七十ドルから最近百二十乃至百三十ドルに下落しており、水あめ等の価格も又昨秋三千円から二千三百円に下落してあります。又近く砂糖の統制が廃止され、輸入が増加することにより澱粉価格、延いては生いもの価格に対する影響はますます加はることが予想せられ、二十七年度にも価格は激落の危険を予想されるのであります。水あめ等の物品税の廃止はその税負担を除くことにより、澱粉延いては生いもの需要を確保しては生いもの価格の下落を防止し、以て農家経済への影響を幾らかでも緩和しようといふのであります。なお物品税廃止によつてもいも類の下落を防ぎ得る類は、いも一貫匁につき五円乃至六円見当と予想しているものであります。

本法律案は以上理由により第二種物品税中の水あめ、ぶどう糖及麦芽糖に対する物品税を四月一日より廃止することを規定し、併せてこれが経過規定を定めようといふのであります。本改正による物品税減収約十五億圓は別途砂糖消費税の一部を引上げることによつて補填しようといふのであります。

以上が本法律案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員会はこれを以て終了いたします。

午後四時三十一分散會

本法律案は以上理由により第二種物品税中の水あめ、ぶどう糖及麦芽糖に対する物品税を四月一日より廃止することを規定し、併せてこれが経過規定を定めようといふのであります。本改正による物品税減収約十五億圓は別途砂糖消費税の一部を引上げることによつて補填しようといふのであります。

以上が本法律案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員会はこれを以て終了いたします。

午後四時三十一分散會

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

一、当せん金附証票法の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次の通り改正する。

目次中「第七章 雑則」を「第七章 雑則」に改める。

第二條第二項第七号中「営林局（営林署を含む）」を「林野庁」に改める。

第七條中「施設を」の下に「無償で」を加える。

第二十四條の二の次に次の一條を加える。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十四條の三 第十七條各号に掲げる遺族給付以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者がその支給を受けるべき給付でその者がその支給を受けなかつたものがあるときは、第二十一條から前條までの規定に準じて、これをその遺族に支給する。

2 遺族給付を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族が当該権利を失つた場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支給を受けなかつたものがあるときは、第二十一條から前條までの規定に準じて、これをその遺族に支給する。

6 第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十四條第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷

病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

第六十四條の二第二項中「並びにその事務に要する費用を」削る。

第六十八條の二に見出しとして「（掛金等の俸給等からの差引）」を加え、同條に第二項として次のように加える。

2 組合員の俸給支給機関は、掛金以外の組合員が組合に対して支払うべき金額があるときは、俸給その他の給与支給の際組合員の俸給する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所屬する組合に払い込まなければならない。

第六十九條第一項中「払い込むものとする。」を「払い込むものとする。但し、当該組合が退職給付、障害給付及び遺族給付の支給に関する事務を連合会に委託している場合においては、第三号に掲げる費用のうち退職給付、障害給付及び遺族給付の支給に関する事務に要する費用は、国庫から直接連合会に交付することが出来る。」に改める。

第八十三條の二の次に次の二條を加える。

（在外公館に勤務する組合員についての特例）

第八十三條の三 在外公館に勤務する組合員に対するこの法律の適用については、政令で特例を定めることができる。

2 前項の政令は、この法律の目的に合致するものでなければならぬ。

（休職者についての特例）

第八十三條の四 一般職の職員は、給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三條の規定により俸給の全部又は一部の支給を受けている者（これに準ずる者を含む）で、大蔵大臣の指定するものは、第一條第一号の規定にかかわらず、これを組合員とみなす。

第七章中第八十四條の次に次の一條を加える。

（報告等の徴収及び立入検査）

第八十四條の二 大蔵大臣は、組合の保健給付についての第三十一條各号の規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該保健給付に係る第三十條第一項各号に掲げる療養を行った医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、診療簿その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを示さなければならぬ。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

本則中第七章の次に次の一章を加える。

第八章 罰則

（罰則）

第八十四條の三 前條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは

虚偽の報告をし、又は当該職員

の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十四條の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を課する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されていることの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第二條第二項第七号の改正規定は、昭和二十七年四月一日から、第三十一條第四号及び第三十三條の改正規定は、この法律施行の日以後の療養に要した費用の支払から、第三十六條第一項の改正規定は、昭和二十七年四月分の傷病手当金から、第三十七條第一項の改正規定は、同年四月一日以降死亡した者に係る埋葬料から、第八十三條の四に係る改正規定は、昭和二十六年十一月三十日から適用する。

2 この法律施行の際改正前の国家公務員共済組合法の規定により傷病手当金の支給を受けている者で、この法律施行の際までに療養の給付又は療養費の支給期間が経過しているものについては、当該

傷病手当金の支給期間は、改正後の国家公務員共済組合法第五十五條第六項の規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日からこの法律施行の日の前日までの期間とする。

当せん金附証券法の一部を改正する法律案

当せん金附証券法の一部を改正する法律案

当せん金附証券法（昭和二十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

（政府の当せん金附証券の発売）

第三條 政府は、社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、毎會計年度、三十五億円の金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、当せん金附証券を発売することができる。

第四條第一項中「都道府県議會」を「都道府県」に、「特定市」といふ。）の議會が、を「特定市」といふ。）は、に改め、て、当せん金附証券の発売に關する予算を議決しを削り、「は、その議決され」を「の議會が議決し」に改める。

第六條第一項中「発売及び当せん金品の支払又は交付」を「作成、売さばきその他発売及び当せん金品の支払又は交付（以下「当せん金附証券の発売等」といふ。）に改め、同條第二項中「当せん金附証券の発売及び当せん金品の支払又は交付」を「当せん金附証券の発売等」に、「一」

定の手数料を支払う」を「当せん金附証券の売得金のうち、左の各号に掲げる金額の合計額に相当するものを備属させる」に改め、同項に次の二号を加える。

一 当せん金附証券の売さばき及び当せん金品の支払又は交付に對する一定の手数料相当額

二 前号に掲げるものと並びに当せん金附証券の購入者に支払つた当せん金及びその者に交付した当せん品の購入に必要な経費の金額（以下「手数料相当額等」といふ。）を除く外、当せん金附証券の発売等に必要なる一定の経費の金額。但し、手数料相当額等をもつてまかなわれるべき経費以外の経費で当せん金附証券の発売等に要したものの金額が当該一定の経費の金額に満たないときは、その要した経費の金額

第六條第三項中「前項の手数料率」を「前項第一号に掲げる手数料相当額の料率」に改める。

第七條第一項第二号中「発売及び当せん金品の支払又は交付」を「当せん金附証券の発売等の事務」に改める。

第十四條中「当せん金附証券の発売及び当せん金品の支払又は交付」を「当せん金附証券の発売等」に改める。

第十五條を次のように改める。

（受託銀行の当せん金品の支払資金）

第十五條 受託銀行は、その発売の事務を委託された当せん金附証券の当せん金及び当せん金附証券の当

せん品の購入に必要な経費については、当該当せん金附証券の売得金のうちから支払うものとする。

第十六條の見出しを「（受託銀行の納付金）」に改め、同條中「売得金」の下に「のうち、その金額から当せん金附証券の購入者に支払うべき当せん金の額及びその者に交付すべき当せん品の購入に必要な経費の金額並びに当該当せん金附証券についての第六條第二項第一号に掲げる金額及び同項第二号本文に規定する一定の経費の金額の合計額を控除した残額に相当するもの」を加え、同條に次の一項を加える。

2 受託銀行は、政府又は都道府県若しくは特定市の発売する当せん金附証券の当せん金品の債権が第十二條の規定により時効に因り消滅すべき日から二月をこえない範囲内で大蔵大臣又は当該都道府県知事若しくは当該特定市の市長の指定する期間内に、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を、政府又は当該都道府県若しくは当該特定市に納付しなければならぬ。

一 当該当せん金附証券につき交付すべきであつた当せん金の合計額からその当せん金の債権の消滅の際までに支払つた当せん金の合計額を控除した残額

二 当該当せん金附証券につき交付すべきであつた当せん品でその債権の消滅の際までに交付しなかつたもののその際における時価に相当する金額

三 当該当せん金附証券の当せん金品でその債権が時効に因り消滅したものについての第六條第二項第一号に掲げる金額

四 手数料相当額等をもつてまかなわれるべき経費以外の経費で当該当せん金附証券の発売等に要したものの金額が、当該当せん金附証券についての第六條第二項第二号本文に規定する一定の経費の金額に満たないときは、当該一定の経費の金額からその要した経費の金額を控除した残額

第十八條第三号中「当せん金附証券の発売及び当せん金品の支払又は交付」を「当せん金附証券の発売等」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の当せん金附証券法の規定は、政府の発売する当せん金附証券については、昭和二十七年四月一日以後の日を発売日の初日とするものから、都道府県又は特定市の発売する当せん金附証券については、この法律施行の日から一月を経過する日以後の日を発売日の初日とするものから適用する。

3 昭和二十七年三月三十一日以前の日を発売日の初日とする政府の発売する当せん金附証券及びこの法律施行の日から一月を経過する日以前の日を発売日の初日とする都道府県又は特定市の発売する当せん金附証券については、なお従前の例による。

4 この法律施行前した行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

前の例による。

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、一般會計の歳出の財源に充てるための米國對日援助物資等處理特別會計からする繰入金に關する法律案（予備審査のための付託は三月二十二日）

一、財産税等収入金特別會計法を廃止する法律案（予備審査のための付託は三月二十二日）

一、資金運用部預託金利率の特例に關する法律案（予備審査のための付託は三月十五日）

一、郵政事業特別會計法及び電気通信事業特別會計法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十三日）

一、漁船再保險特別會計法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十五日）

一、漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計からする繰入金に關する法律案（予備審査のための付託は三月十五日）

一、砂糖消費税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十三日）

一、物品税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十二日）

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所